

平成27年9月定例会「意見書案」目次

通し番号	件名	趣旨弁明者	賛成者
意見書 第8号	ゴルフ場利用税の存続を求める意見書	(自由民主党) 新谷 総一 <36>	(自民党糸) 松本 宗弘 < 6 > (公明党) 岡 史朗 < 15 >
意見書 第9号	司法修習生の経済的支援のあり方を検討することを求める意見書	(創生奈良) 阪口 保 <20>	(民主党) 田尻 匠 < 24 > (日本共産党) 太田 敦 < 29 >
意見書 第10号	環太平洋戦略的経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書	(民主党) 森山 賀文 <13>	(自民党奈良) 岩田 国夫 < 27 > (日本共産党) 宮本 次郎 < 30 >
意見書 第11号	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書	(公明党) 山中 益敏 < 4 >	(自由民主党) 池田 慎久 < 2 > (創生奈良) 和田 恵治 < 31 >

意見書第八号

ゴルフ場利用税の存続を求める意見書（案）

ゴルフ場利用税は、税収の七割がゴルフ場所在市町村に交付されている。

奈良県におけるその交付金額は、平成二十六年度決算額で六二六百万円（ゴルフ場利用税額九一二百万円）にのぼり、県内のゴルフ場所在十三市町村にとつて貴重な財源となつていて。

ゴルフ場所在市町村には、ゴルフ場へのアクセス道路の整備や維持管理、ゴルフ場から排出されるごみ処理、緊急時における消防救急サービス、さらには環境対策、地滑り対策、洪水対策、農薬等の水質調査など、ゴルフ場が所在するがゆえに生じる特有の行政需要があるにも関わらず、関係団体や文部科学省からゴルフ場利用税の廃止を求める要望が行われている。

現在、政府では、本年を「地方創生元年」と位置づけ、人口減少を克服し、国として総力を挙げて地方創生に取り組むこととされている中で、地方自治体は、医療・介護などの社会保障、社会資本の老朽化への対応、子育て支援、教育などにおいて果たす役割と財政需要が年々増大しており、今日の新たな政策課題の解決には財源確保が必要不可欠であることはいうまでもない。

国におかれでは、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村につて重要な財源であるとともに、特有の行政需要に対する財源であることを改めて認識していただき、現行制度が存続されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年十月九日

奈良県議会

意見書第九号

司法修習生の経済的支援のあり方を検討することを求める 意見書（案）

本年六月三十日、法曹養成制度改革推進会議は、「法曹養成制度改革の更なる推進について」を決定した（以下「推進会議決定」という。）。推進会議決定では、司法修習生に対する経済的支援に関し、「法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下：司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。」とされた。

もとより、法曹は、社会に法の支配を行き渡らせ、市民の権利を実現するための人的基盤であり、このような公共的使命を担う法曹の養成は公的な資金によつてなされるべきものである。この証左に、国庫から国が司法修習生に対して給与を支給する制度（給費制）は、終戦直後の最も厳しい経済状況下において採用され、六十三年の長期にわたり継続されてきた。

ところが、平成十六年十二月に裁判所法の一部改正により給費制が廃止されることとなり、平成二十三年十一月一日から、修習資金を貸与する制度へと移行された。現在、この修習資金の負債に加え、大学や法科大学院における奨学金の債務を負っている者も多く、その合計額が極めて多額に上る者も少なくない。こうした重い経済的負担が法曹志望者激減の一因と指摘されており、まさに、上記裁判所法改正時における衆参法務委員会附帯決議が懸念した、「経済的事情から法曹への道を断念する事態」が現実化しつつあるのが現状である。

よつて、国においては、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう裁判所法を改正し、司法修習生の経済的支援のあり方を検討するよう強く要請する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年十月九日

奈良県議会

意見書第十号

環太平洋戦略的経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書（案）

現在、環太平洋戦略的経済連携協定（以下、「TPP協定」とする。）の交渉が山場を迎えている。同協定の発効は、国民生活及び国民経済に多大な影響を与えることから、交渉参加にあたっては、衆参農林水産委員会において、「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。」との決議がなされている。

しかし、交渉参加後相当期間が経過した現時点でも十分な情報開示がなされているとは言えない。交渉参加国でもある米国においては、国會議員に対し協定案の開示を行っているとともに、重大な影響を受ける利害関係者へも部分的に開示を行っている。このように、交渉参加国間で情報開示の程度に差があることは、妥結に向けた交渉を進めるにあたって、国益の確保に支障が出る可能性を否定出来ない。

よつて、このような憂慮すべき事態を打破し、TPP協定の与える影響について、国民各層を交えた議論を行うことができるように、次の施策が実施されるよう要望する。

一 政府は、衆参農林水産委員会決議に則り、TPP協定の交渉状況と妥結後の影響とその対策について、国民に広く情報を開示すること。

二 政府は、衆参農林水産委員会決議に則り、TPP協定の交渉状況について、定期的に国会へ報告を行うこと。また、国会からの求めがあつた場合には、速やかに資料の提出を行うとともに、説明を行うこと。

三 政府は、地方議会など重大な影響を受ける利害関係者から求めがあった場合には、交渉中の TPP 協定条文案などの関連文書について、開示に努めること。

四 国会は、前記一から三の取組みを行うにあたって、TPP 協定交渉参加各国情報開示の状況に照らし、必要な仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年十月九日

奈良県議会

意見書第十一号

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書 (案)

将来にわたつての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は六月三十日、平成二十八年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針二〇一五」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成二十七年度中に「地方版総合戦略」を策定することとなるが、国はその戦略に基づく事業など「地域発」の取り組みについて、今後五年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、次の事項について実現するよう強く要請する。

一 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには平成二十八年度に創設される新型交付金の対象を明確にするとともに必要な財源を確保すること。

二 平成二十七年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（一兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、今後五年間にわたり継続的な支援とその財源を確保すること。

三 平成二十八年度に創設される新型交付金については、平成二十六年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとつて使いたい勝手の良いものにすること。

四

新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年十月九日

奈良県議会